



ディスカッション・ペーパー：公正価値測定

PwCのグローバル・アカウントティング・コンサルティング・サービス・グループの評価専門家であるCaroline Woodwardが、IASBのディスカッション・ペーパー「公正価値測定」で示された提案による影響について解説します。

公正価値測定プロジェクトの主な目的

- IFRSの簡素化のために公正価値測定の首尾一貫性を向上させること、および公正価値情報の質と首尾一貫性を向上させること。
- 公正価値の簡潔な定義を確立し、IFRSで要求されるすべての公正価値測定について単一の指針を設定すること(審議の基礎としてSFAS第157号「公正価値測定」を利用する)。SFAS第157号は、公正価値について単一の定義、および米国会計基準(US GAAP)に準拠して作成される財務報告における公正価値測定のフレームワークが設定されている。
- 協議プロセスの一環としてSFAS第157号と現行のIFRSの指針との差異を明確にすること、および実務における差異を把握すること。

IASBは公正価値測定において新たな要件の導入は意図していない。現在公正価値で測定されている項目について、新しいIFRSにおいてどれを対象から外し、どれを追加するかを基準ごとに分析している。

IASBは2006年12月に、ディスカッション・ペーパー(DP)「公正価値測定」を公表しました。これはIFRSに基づく公正価値測定に首尾一貫性を持たせる(可能であれば米国基準とも首尾一貫性を持たせる)ことを目的としています。

FAS第157号「公正価値測定」は、IFRSに基づく公正価値測定の適用方法の公開審議の出発点です。この基準は現行のIFRSの指針とは大きく異なります。もしIASBが従来のIFRSにおける定義に代わってFAS第157号における公正価値の定義を採用した場合には、従来のIFRSの多くは大幅な修正が必要になるでしょう。FAS第157号の導入に際して、US GAAPの一部の基準は修正が必要になりました。また、新しい測定基準の導入において多くの基準が排除されました。

IASBは、FAS第157号の公正価値の定義を導入した場合における、個々の基準への影響の検討にあたり、協力を求めています。公正価値の定義の範囲を狭めるとIFRS適用の首尾一貫性が確保されますが、すべての基準にまたがる測定尺度として適切と言えるでしょうか？

出口価格の適切性

関係者の中には、特定資産の評価に「出口価格」(当該資産の売却価格)を利用することについて慎重な姿勢を示す人もいます。一方、売買目的金融資産で取引価格があるもの、およびその他の流動性の高い資産において、評価に出口価格を利用することを支持する声もあります。しかしながら、企業結合で取得した資産の測定尺度としてより適切なのは、おそらく入口価格あるいは使用価値でしょう。IFRS第3号における一部の資産を公正価値評価する要件のレビューが必要になるかもしれません。

プライスウォーターハウスクーパースは、コメント・レターへの取り組みの一環として、新しい公正価値の定義が特定のIFRSに与える影響を評価する調査を実施しています。またIASBは、世界中の評価専門家(PwCを含む)の協力のもとでレビューを実施しています。IASBは参加者に対して、企業結合に基づくケース・スタディーを実施し、IFRS第3号に基づく公正価値測定が、FAS第157号に基づく公正価値測定と比較して異なる結果を生むかどうかを検証するよう求めています。

負債との関連においても、出口価格の利用には懸念があります。財務諸表の作成者および利用者は、出口価格が、より一般的な測定尺度である決済などと比べ、実務上あまり適切でない測定尺度とみなす可能性があります。負債の公正価値測定の調整額は、損益計算書で利益となります。

開示

IFRSにおける開示規定はすでに多く、USGAAPのそれを超えます。IFRSにおける開示規定の多くは、IFRS第7号における開示規定のように、価値に関連するものです。このような状況において、FAS第157号の規定を適用することができるでしょうか？

従来の開示規定を総合的に調査し、開示規定を増やすことで実際に価値が生まれるかどうかを評価することが有益でしょう。

時期

FAS第157号の適用は、大部分の米国企業では2008年まで義務化されません。米国の一部の金融機関は当基準の適用を開始していますが(これらの金融機関は遡及適用している)、ほとんどの金融機関は適用を開始していません。このため、我々にはFAS第157号の要件がIFRSでどのような影響があるか評価する実務経験がありません(唯一できるのは、その影響を理論的に検証することです)。

FAS第157号に相当するIFRSの公正価値測定に関する基準は2009年まで発効されません。しかし、IFRSが1年遅れることは、外国登録企業にとって調整表の作成の猶予となりません。

結論

FAS第157号は複雑であり、評価の専門家および金融商品の専門家でない人々には十分に理解されません。このため、専門家外の人々がコメント・プロセスに参加しないのではないかと懸念があります。

公正価値測定に関する基準はIFRSに広範な影響を与えるでしょう。それぞれの基準に適切な測定目的を見出す必要があることは明らかです。FAS第157号に基づく公正価値測定は、一定の状況においてはIFRSに適合するかもしれません。IFRSではFAS第157号が適合しない領域に取り組むこと、また代替的測定尺度を見出すことは問題を解決しますが、追加的な時間を要するプロセスであり、USGAAPとのコンバージェンスの現行のタイムフレーム内では達成が難しいでしょう。

コメントの募集期限は、多くの企業で「繁忙期」にあたることで考慮され、1ヶ月延長されて5月4日となりました。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス:aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界149ヶ国771の都市に14万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコープス(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.